

「長浜バイオ・ライフサイエンス特区」とは・・・

滋賀県では、平成16年度から、滋賀県版の「経済振興特別区域」制度がスタートしました。この制度は、地域経済の活性化と県全体の経済振興を図るため、県が、市町からの提案にもとづき、地域の特性を活かした力強い、あるいはモデルとなるような産業振興策の実施が見込まれる地域を「経済振興特別区域」に認定し、この地域での取り組みを3～5年間程度、集中的に支援していくとするものです。

本市では、我が国初のバイオ系四年制大学である長浜バイオ大学の持つバイオインフォマティクスを始めとした知的資源を活かし、隣接する長浜サイエンスパークに関連企業や研究所の誘致を図るなど、今後成長が期待されるバイオ産業の創出・振興を目指すため、「長浜バイオ・ライフサイエンス特区計画」を策定し、平成16年7月に認定を受けました。

目 標

長浜バイオ大学との産学官連携を基本とした共同研究や地域企業のバイオテクノロジー分野への事業展開を誘引する環境づくりを進めるとともに、バイオベンチャーなどの起業を可能とするシステムづくりを構築し、本経済振興特別区域の認定を受けることにより、当該地域の特徴やシーズを生かしたバイオクラスターの形成を図り、当該地域および県全体の経済の活性化と雇用の創出を図ります。

特区事業内容

- (1) バイオ関連企業の立地促進
- (2) 長浜バイオ大学大学院設立とバイオビジネス支援機関の立地促進
- (3) 産学官連携プロジェクトや大学発ベンチャーの支援による研究開発・産業化推進
- (4) 長浜バイオインキュベーションセンター起業・事業化支援
- (5) バイオ関連の公的研究機関の立地促進

特区計画の認定期間

平成16年7月 ～ 平成21年3月

特区のエリア

